

第2編 各論



(注) 本文【主な事業・取組】の記載について

《新》…前計画に掲載されていない事業・取組で、本計画に新たに掲載する
事業・取組

《拡》…前計画から引き続き実施する事業・取組で、今後の実施方針が「拡
充」である事業・取組

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

【主要課題】

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

- ◆ 平成24（2012）年に施行された障害者虐待防止法に基づき、虐待の早期発見・防止のための取組の推進が求められています。
- ◆ 市民や施設従事者、民間事業者等が、障害者の虐待防止や権利擁護について、一層理解を深めることが求められています。

＜参考＞虐待通報ダイヤルへの通報内容別件数（通報受付時）

通報内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
養護者による虐待	23件	56件	55件	34件	22件	190件
施設従事者等による虐待	16件	23件	19件	26件	37件	121件
使用者による虐待	1件	5件	10件	3件	4件	23件
その他（問い合わせ等）	53件	114件	255件	457件	310件	1,189件
計	93件	198件	339件	520件	373件	1,523件

※平成24年度については、平成24年10月～平成25年3月末

② 障害を理由とする差別の解消に向けた条例制定等の取組の推進

- ◆ 平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法に基づき、障害を理由とした差別の解消のための取組の推進が求められています。
- ◆ 障害者差別解消法についての周知が十分ではないため、法について市民や民間事業者等へのさらなる普及・啓発が求められています。

【障害福祉等に関するアンケート調査：自由意見】

- 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、少しは楽になるのではないかと思います。しかし、今では、この法律があつて良かったと思いません。私は行きたい高校を、障害を理由に受験できませんでした。とてもショックでした。障害者を差別し、特別な目で見られるんだと思いました。とても悔しい思いをしましたが、まだ障害者について理解できていないんだと分かることができました。障害者についてより理解できるように呼びかけて欲しいと希望します。
- 家を借りる時に不動産屋に行った時のこと、障害者は危ないからと断られたことがある。今でも知人から同じようなことを聞くことがあります。このようなことは障害者の自立を妨げるものだと思います。障害者でも、家を借りる時に差別を受けないようになればと思います。

【施策の方向性】

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

- ◆ 障害者の虐待防止・権利擁護についての啓発に粘り強く取り組みます。
- ◆ 虐待に係る相談体制の充実や、緊急事案の際に障害者を一時保護するための仕組みを検討します。
- ◆ 児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者からの暴力等の防止などの取組との連携を図ります。
- ◆ 相談支援事業者等と連携した相談体制の強化や、専門的な関係機関との連携により、障害者の権利擁護の充実に努めます。

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

<施策項目>

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

② 障害を理由とする差別の解消に向けた条例制定等の取組の推進

- ◆ 障害者差別解消法の「差別的な取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの内容について、広く市民や民間事業者等への周知に努めるとともに、広島市職員対応要領に基づいて本市職員等への研修を行います。
- ◆ 障害者差別解消に向けた相談体制の充実や、紛争の解決等のための障害者差別解消条例（仮称）の制定について、検討を行います。

【主な事業・取組】

① 障害者の虐待防止に向けた取組の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要
《拡》 障害者虐待防止事業	障害者虐待防止の啓発に努めるとともに、障害者虐待防止センターに専門相談員を配置し、センターを中心に児童虐待防止等の関連部局や相談支援事業者等と連携した虐待防止等のための取組を実施。また、緊急一時保護のための居室を確保
福祉サービス事業所等の体制整備等	福祉サービス事業所等が、障害者の権利擁護や障害者虐待の防止等のため、責任者の設置や従業者等に対する研修を行うよう指導を実施

② 障害を理由とする差別の解消に向けた条例制定等の取組の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》 障害者差別解消法に基づく研修・啓発等の取組	障害を理由とする差別の解消に向けて、本市職員等への研修の実施や、市政出前講座の実施、シンポジウムの開催等の啓発を実施
《新》 障害者差別解消に向けた相談体制の充実の検討	障害者差別の解消に向けた相談体制の充実の検討
《新》 紛争の解決等のための障害者差別解消条例（仮称）の制定に向けた検討	紛争の解決等のための障害者差別解消条例（仮称）の制定に向けて、国等との役割分担、他都市の状況等の調査や障害者から意見聴取を行い検討

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

【主要課題】

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

- ◆ あらゆる障害や障害者についての理解の促進のためには、平成26（2014）年に締結された障害者権利条約や、平成28（2016）年に施行された障害者差別解消法などの関連する法律についての啓発が重要です。また、障害者が主体的に社会の活動に参加し活躍していくためには、障害者も、障害者権利条約や関連する法律について学ぶことが大切です。

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

- ◆ 障害者が住み慣れた地域において自立して生活するためには、身近な地域、学校、職場等における障害や障害者についての一層の啓発により、心のバリアフリーを促進することが重要です。

【障害福祉等に関するアンケート調査：自由意見】

- 交流が少なくなり、社会にはいろんな人がいるのだということを勉強する機会が減っているように感じます。人は、生まれながらに障害がある人もいれば、後天的に障害を得ることもあります。ぜひ、こどもの頃から、人は体や能力に違いはあるけれどそれぞれ個性があり、それぞれが少しずつ助け合うことで、皆が楽しく生活できると思えるよう、教育を進めていただきたいです。
- 心臓病などの内部障害は外見では分かりにくいので、周囲の人には理解されにくい現状があります。「ヘルプマーク」を広島でも多くの人に理解していただけたらよいと思います。

【施策の方向性】

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

- ◆ 障害者権利条約や、関連する法律についての周知を図り、障害者への意識啓発や、広く市民や地域における普及と理解の促進に努めます。

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

- ◆ 地域における様々な活動の場や、学校教育、職場等における、障害や障害者についての正しい理解や心のバリアフリーを促進する取組を一層進めます。特に、十分な認知が進んでいない、発達障害、高次脳機能障害、難病についての周知・啓発を推進します。

【主な事業・取組】

① 障害者権利条約や関連する法律についての啓発

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》 障害者権利条約や関連する法律の普及啓発	障害者権利条約や障害者差別解消法などの関連する法律についての普及・啓発を実施

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

② 地域、学校、職場等における障害や障害者についての理解の促進

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者週間（12月3日～9日）推進事業	作文・ポスター募集や障害福祉推進の貢献者の表彰等を実施
教員のための福祉教育・福祉体験講座の実施	広島市社会福祉協議会が教職員等指導者向けの福祉教育・福祉体験講座等を実施
やさしさ発見（福祉活動体験）プログラム事業	広島市社会福祉協議会が学校、企業等を対象に、障害のある学習協力者による指導や福祉活動体験等のプログラムを実施
人権啓発リーダー養成講座の実施	企業や地域団体等各種団体で行う啓発活動を支援するため、企業等において人権問題に関する啓発を推進する指導者を養成する研修会を実施
障害者を理解するための市職員への研修	新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（車いす体験等）を実施
障害者の範囲拡大や十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病等の周知を通じた障害や障害者についての正しい理解の促進	障害者基本法の改正（平成23（2011）年8月施行）による障害者の範囲拡大や、十分な認知が進んでいない発達障害、高次脳機能障害、難病について、機会を捉えて周知を図り、障害や障害者についての正しい理解を促進
《新》ヘルプマークの普及啓発	広島県、障害者団体等と連携してヘルプマークの普及及び市民への周知を実施

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

【主要課題】

① 障害者が主体となる地域等での活動の場の拡大と市民との交流の場づくり

- ◆ 障害や障害者についての理解を促進するとともに、スポーツ・文化芸術行事やその他のあらゆる分野への障害者の主体的な参加や、全市レベルから地域のコミュニティ単位に至る交流の場づくりをすすめ、障害者と市民との交流を促進することが求められています。

【障害福祉等に関するアンケート調査：自由意見】

- 将来、家族と同居できなくなったとき、一人で生活する自信がないので、地域との結びつきができるよう、また偏見や差別がなくなるように啓発活動をしてほしい。

【施策の方向性】

① 障害者が主体となる地域等での活動の場の拡大と市民との交流の場づくり

- ◆ 地域における行事等への障害者の参加の機会を増やす取組について検討し、住み慣れた地域等で、地域でのつながりのある安心した生活ができるよう支援します。
- ◆ 全市レベルでの各種行事等への障害者の主体的な参加による、市民との交流や、幅広い交流の場づくりにより、障害や障害者への理解を促進します。

【主な事業・取組】

① 障害者が主体となる地域等での活動の場の拡大と市民との交流の場づくり

主な事業・取組	事業・取組の概要
《新》地域のサロン等の交流の場への障害者の参加促進策の検討	地域のサロン等の交流の場への障害者の参加を促進する方策の検討
フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」の設置・運営	ステージ発表、福祉サービス事業所等の製品の展示・販売等を通じて、交流を促進
障害児子どもまつり開催事業補助	ステージ発表やあそびの広場等での障害児と市民との交流を促進する行事を実施する事業に対し助成
文化、スポーツ等行事への障害者、障害者団体等の参加促進	障害者や障害者団体等による、区民まつり等へのバザー・出展やスポーツ・レクリエーション行事への参加等を通じ、住民との交流を促進

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

<施策項目>

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

【主要課題】

① ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ◆ 障害者の自立及び社会参加を実現するためには、ボランティアの果たす役割が重要であることから、一層のボランティア育成が求められています。
- ◆ ボランティア活動への支援やネットワーク化の推進により、ボランティア及びボランティアを必要とする人の細やかなニーズに対応できる体制作りが求められています。

② 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

- ◆ 障害者への多様な支援を専門的かつ継続的に行うため、障害者団体等のノウハウを活かした障害者支援を一層促進することが求められています。
- ◆ 障害者への支援を促進するためには、既存の団体やNPO等との連携強化や、それらの各団体等の活動に対する継続的な支援が必要です。

【障害福祉等に関するアンケート調査：自由意見】

- ピアサポートは、困ったときに頼れるありがたい存在です。積極的に利用していこうと思います。
- 同じ障害のお友達が欲しい。同じ悩みを共有できるお友達がいる事は、非常に大切な事。

【施策の方向性】

① ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ◆ 障害者のニーズに対応したボランティア養成講座の周知・実施等により、一層のボランティア育成に努めます。
- ◆ 障害者を支えるボランティア活動への支援やボランティア団体等のネットワーク化の推進に努めます。

② 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

- ◆ 障害者団体やNPO等との連携を強化し、そのノウハウをいかした障害者を支援する活動を促進します。
- ◆ 障害者団体等による交流の場づくりや、ピアサポート等の自主的な取組、相談支援事業等の活動に対する支援を充実します。

【主な事業・取組】

① ボランティアの育成とネットワーク化の推進

主な事業・取組	事業・取組の概要
心身障害者福祉センターにおけるボランティア養成講座の開催	手話、朗読等ボランティアを養成するための講座を開催

1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進

＜施策項目＞

(1) 虐待の防止と差別の解消の推進

(2) あらゆる障害や障害者についての理解の促進

(3) 障害者主体の市民との交流の促進

(4) 市民主体の活動等の支援

主な事業・取組	事業・取組の概要
視覚障害者 I C T 利活用支援ボランティアの養成・派遣	視覚障害者用パソコンソフトウェアの設定及び操作方法等の指導を行う「I C T 利活用支援ボランティア」の養成講座を実施するとともに、要請に応じて、視覚障害者（児）の自宅等に派遣
市ボランティア情報センター・区ボランティアセンターの活動支援	広島市社会福祉協議会及び区社会福祉協議会が、ボランティアの育成、情報提供、相談対応・活動調整等の事業・活動を実施

② 障害者団体等のノウハウをいかした障害者支援活動の促進

主な事業・取組	事業・取組の概要
障害者団体やグループ等による自主的な取組への支援	交流の場づくり、相談支援、ピアサポート（同じ障害者による支援）、障害児の放課後等の活動の場づくり等、様々な自主的な取組に対し支援
高次脳機能障害者支援事業	高次脳機能障害について正しい知識の普及を図るとともに、高次脳機能障害者及びその家族に対する相談支援事業を実施
難病患者等交流会等の実施	患者会と共催で、交流会や難病講演会・相談会を開催